

# 中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法手続規則

2002年9月25日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法手続規則

## 第一章 総則と定義

第一条 ドメインネーム紛争解決手続の公正性・便宜性・迅速性を保証するため、中国インターネット情報センターの『中国互連ネットワーク信息中心域名爭議解決弁法』（中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法、以下『解決弁法』と略称する）の規定に基づき、本手続規則を制定する。

第二条 『中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法』に基づき行うドメインネーム紛争解決手続は、本規則およびドメインネーム紛争解決機構が本規則に基づき制定する『補充規則』の拘束を受ける。

第三条 本規則（以下『手続規則』と略称する）中に使用される用語の意味は次の通り：

（一）『解決弁法』：中国インターネット情報センターが制定した『中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法』を指す。『解決弁法』はドメインネーム所有者とドメインネーム登録サービス機構間のドメインネーム登録協議の一部を構成し、ドメインネーム所有者に対し拘束力を持つ。

（二）登録協議：ドメインネーム所有者とドメインネーム登録サービス機構との間で締結されたドメインネーム登録協議を指す。

（三）当事者：ドメインネーム紛争の申立人および被申立人を指す。

（四）申立人：ドメインネームに異議があり、『解決弁法』と『手続規則』によりドメインネーム紛争解決機構に申立を行った一方の当事者を指す。

（五）被申立人：申立をされたドメインネームの所有者を指す。

（六）ドメインネーム登録管理機構：中国インターネット情報センター（CNNIC）を指す。

（七）ドメインネーム登録サービス機構：中国インターネット情報センターから授権され、ドメインネーム登録申請を受理し登録を行う機構を指す。

(八) ドメインネーム登録代理機構：登録サービス機構から授権された範囲内でドメインネーム登録申請を受け付ける機構を指す。

(九) ドメインネーム紛争解決機構：中国インターネット情報センターから認可・授権され、中国のインターネットドメインネーム紛争の解決を担当する機構を指す。

(十) 専門家チーム：ドメインネーム紛争解決機構から指定された、ドメインネーム紛争に関する申立を審理する、一名または三名の専門家で構成されるチームを指す。

(十一) 専門家：ドメインネーム紛争解決機構が認可し、ドメインネーム紛争解決機構のサイトの専門家名簿で公表された、ドメインネーム紛争解決機構ドメインネーム紛争専門家チームの構成員の資格を持つ者を指す。

(十二) 『補充規則』はドメインネーム紛争解決機構が『解決弁法』と『手続規則』に基づき制定した補充規則を指す。

## 第二章 文書の提出と送付

第四条 ドメインネーム紛争案件の文書の提出に関しては、以下の原則を遵守しなければならない：

(一) 当事者のいずれか一方が文書を提出する場合には、同時にもう一方の当事者・専門家チーム・ドメインネーム紛争解決機構にその副本を提出しなければならない。

(二) ドメインネーム紛争解決機構が一方の当事者に文書を送付する場合には、同時にもう一方の当事者にもその副本を送付しなければならない。

(三) 専門家チームがいずれか一方の当事者に文書を送付する場合には、同時にドメインネーム紛争解決機構ともう一方の当事者にその副本を送付しなければならない。

(四) 文書を送付する者はその文書の記録を残し、関連文書送付の具体的な事実と状況を記載して関係当事者の閲覧に供し、また相応の報告を作成する義務がある。

(五) 文書を送付した一方の当事者がその文書を受け取っていない旨告知する通知を受領した場合、あるいは送付した当事者がその文書が正しく到着しなかったと判断した場合に

は、当該当事者は速やかにその状況をドメインネーム紛争解決機構に通知しなければならない。その後、いかなる文書の送付と返信もドメインネーム紛争解決機構の指示に基づきこれを行わなければならない。

(六) 当事者のいずれの一方もドメインネーム紛争解決機構に通知し、その詳細な連絡先情報を更新することができる。

第五条 ドメインネーム紛争解決機構は、被申立人が実際に申立書を受け取ることを確実に保証するために有効な措置を講じる責任がある。被申立人が実際に申立書を受け取り、あるいはドメインネーム紛争解決機構が被申立人に実際に申立書を受け取らせるために以下の行為を実施した場合に、上述の責任は解除されたものとみなす：

(一) ドメインネーム登録管理機構およびドメインネーム登録サービス機構 WHOIS データベースに記録されたドメインネームの所有者・管理関係者・技術関係者・引受人・料金徴収関係者のすべての郵便・ファックス住所により、被申立人に申立書を発送する。

(二) ドメインネーム登録管理機構およびドメインネーム登録サービス機構 WHOIS データベースに記録されたドメインネームの所有者・管理関係者・技術関係者・引受人・料金徴収関係者のすべての電子メールアドレス、あるいは当該ドメインネームがサイトに対応する場合はそのサイトの連絡方法の中で提供している電子メールアドレスにより、被申立人に電子形式で申立書（関連書式に基づき被申立人に送付できる付属書類を含む）を送付する。

(三) 被申立人が自ら選択しドメインネーム紛争解決機構に通知したその他の連絡先住所および、可能な範囲内で申立人が第十二条第五項で提供する全てのその他住所により、被申立人に申立書を発送する。

第六条 前条で定める場合を除き、本規則により申立人または被申立人に文書を送付する場合は、申立人または被申立人が指定する方式で行わなければならない。申立人または被申立人の指定がない場合には、以下の三方式の中から選択する：

(一) 発信確認付きファックスによる送付

(二) 料金前払いで受取証明付の郵便または速達郵便による郵送

(三) 送付記録が取れる場合、電子形式のネットワークによる送付

第七条 申立人と被申立人がドメインネーム紛争解決機構または専門家チームに文書を提出する場合には、ドメインネーム紛争解決機構の『補充規則』で定める方法と方式（部数を含む）に基づき提出する。

第八条 当事者に別途約定がある場合または専門家チームが特例として別途決定した場合を除き、ドメインネーム紛争解決手続で使用する言語は中国語とする。専門家チームは中国語以外で作成された文書に対しては当事者にその全部または一部の中国語訳を提出するよう求めることができる。

第九条 本規則に別途規定がある場合または専門家チームが別途決定した場合を除き、本規則が規定するすべての文書は、下記の時点ですでに送付されたものとみなされる：

- （一）ファックスによる伝送の場合、送付確認書に表示された日時
- （二）郵送または速達郵便による発送の場合、配達証明書に記載された日時
- （三）ネットワークによる伝送の場合、伝送日時が検証できる場合はその日時

第十条 本規則に別途規定がある場合を除き、本規則で定める期間の起算日は前条の規定に基づき推定される文書の最も早く届いた日とする。

### 第三章 申立

第十一条 いかなる機構・個人も『解決弁法』および『手続規則』の規定に基づき、中国インターネット情報センターが授権したドメインネーム紛争解決機構に申立を行い、ドメインネーム紛争解決手続を開始することができる。

第十二条 申立書は書面による文書および電子文書（電子文書の書式がない付属書類を除く）の二種類の形式で提出し、また次の内容が含まれていなければならない：

- （一）『解決弁法』および『手続規則』により審理と裁決を行うという明確な請求。
- （二）申立人およびその代理人の氏名（名称）・住所・電子メールアドレス・連絡先電話番号およびファックス番号。

(三) 電子文書か書面による文書かにかかわらず、いずれもドメインネーム紛争解決手続中、連絡者・連絡方式・連絡先住所など申立人との連絡にどの方式を選ぶかを明記しなければならない。

(四) 紛争を処理する専門家を選択するかどうか、専門家チームを一名とするか三名とするか。三名の専門家チームによる紛争裁決を選択する場合、申立人はドメインネーム紛争解決機構の専門家名簿の中から三名の専門家を希望順に選んで候補者とし、その専門家の氏名を明記する。申立人はドメインネーム紛争解決機構に代理指定を授権することもできる。

(五) わかる範囲内で被申立人（ドメインネーム所有者）またはその代表・代理人の氏名（名称）および詳細な連絡先情報（すべての住所・電子メールアドレス・電話番号・ファックス番号）を明記する。上述の情報は詳細かつ具体的で、ドメインネーム紛争解決機構が申立人の申立書を本規則が定める方式で被申立人に送付するのに十分なものでなければならない。

(六) 紛争対象となるドメインネームを明記する。

(七) 紛争対象となるドメインネームの登録サービス機構と／または登録代理機構を確定する。

(八) 申立人の申立の根拠となるその紛争対象ドメインネームが有する権利または合法的な利益。権利状況を明示できるすべての資料を添付する。

(九) 『解決弁法』に基づき申立を行う理由を説明する。特に明記しなければならない点は：

1. 被申立人（ドメインネーム所有者）のドメインネームと申立人が民事上の権利を有する名称または標識が同一か、あるいは混同を招くに十分なほど相似している
2. 被申立人（ドメインネーム所有者）は当該ドメインネームまたはその主要部分に対し合法的な権益を有していない
3. 被申立人（ドメインネーム所有者）は当該ドメインネームの登録または使用に悪意がある

(第3項については、申立人は『解決弁法』第九条で規定する各方面について説明しなければならない。説明文書はドメインネーム紛争解決機構の『補充規則』に定める字数とページ数の制限を遵守しなければならない。)

(十) 『解決弁法』第十三条に基づき求める救済方法。

(十一) 同一のドメインネーム紛争で提起した司法または仲裁手続がある場合、これらの手続がすでに完了しているか否かにかかわらず説明を加えなければならず、また当該手続に関し申立人が得られる限りの資料を全て提出しなければならない。

(十二) 被申立人(ドメインネーム所有者)と関連するドメインネーム登録サービス機構と/または登録代理機構に、すでに申立書の副本を発送または伝送した旨の声明

(十三) 申立書の末尾に下記の声明を付し、申立人またはその法定代表者または授權代理人が署名あるいは捺印する。

「申立人は次のことを確認する：この申立は『中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法』『中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法手続規則』および関連法規に基づき提出したものである。申立書に記載された情報は本人の知る範囲で完全かつ正確である。この申立および救済の主張はドメインネーム所有者にのみ向けられるもので、ドメインネーム紛争解決機構および専門家チームの専門家にかかわるものではなく、またドメインネーム登録管理機構および登録サービス機構・登録員・ドメインネーム登録代理機構にかかわるものでもない。」

(十四) 付属書類として権利状況を証明できる文書およびその他関連文書を提出する。

第十三条 同一のドメインネーム所有者が登録している複数のドメインネームに対し一括して一件の申立を提出することができる。

第十四条 ドメインネーム紛争解決機構は申立書受領後、その申立書の形式審査を行う。

申立書が『解決弁法』と『手続規則』の要件に合致していれば、ドメインネーム紛争解決機構は申立人が本規則第八章で納付を定めている費用を受領後3日以内に、本規則第五条の規定に基づく方法で申立書の副本を申立されたドメインネームの所有者に送付しなければならない。

審査の結果申立書に形式上の問題がある場合には、ドメインネーム紛争解決機構は速やかにその問題を申立人に通知し、通知受領後5日以内に申立書の問題部分に必要な修正を行うよう求めなければならない。申立人が規定の期限内に申立書の修正を行わなかった場合、あるいは修正後も文書が要件に合致していない場合には、その申立は撤回されたとみなされるが、但し申立人が別途申立を提出しても差し支えない。

第十五条 ドメインネーム紛争解決機構が『手続規則』第五条の規定に基づき被申立人に申立文書を送付した日を、ドメインネーム紛争解決手続が正式に開始した日とする。

第十六条 ドメインネーム紛争解決機構は紛争解決手続が正式に開始した日を速やかに各当事者とドメインネーム登録サービス機構および中国インターネット情報センターに通知しなければならない。

#### 第四章 答弁

第十七条 被申立人はドメインネーム紛争解決手続が開始した日から20日以内にドメインネーム紛争解決機構に答弁を提出しなければならない。

第十八条 答弁は書面による文書および電子文書（電子文書の書式がない付属書類を除く）の二種類の形式で提出し、また次の内容が含まれていなければならない：

（一）申立人の申立主張に反論を行い、紛争対象のドメインネームを引き続き所有し使用する根拠と具体的な理由。（答弁書の当該部分はドメインネーム紛争解決機構の『補充規則』に定める字数とページ数の制限を遵守しなければならない）

（二）被申立人およびその授権代理人の氏名（名称）および詳細な連絡先情報（住所・電子メールアドレス・連絡先電話番号・ファックス番号）

（三）電子文書か書面による文書かにかかわらず、いずれもドメインネーム紛争解決手続中、連絡者・連絡方式・連絡先住所など被申立人との連絡にどの方式を選ぶかを明記しなければならない。

（四）申立人が申立書の中で一名の専門家チームによる案件の審理を選択している場合、被申立人が三名の専門家チームによる審理を選択するか否かを言明しなければならない。



(五) 申立人または被申立人が三名の専門家チームによる審理を選択した場合、被申立人はドメインネーム紛争解決機構が公表している専門家名簿の中から三名の専門家を希望順に選んで候補者とし、その専門家の氏名を明記する。被申立人はドメインネーム紛争解決機構に代理指定を授権することもできる。

(六) 同一のドメインネーム紛争で提起した司法または仲裁手続がある場合、これらの手続がすでに完了しているか否かにかかわらず説明を加えなければならず、また当該手続に関し被申立人が得られる限りの資料を全て提出しなければならない。

(七) すでに本規則の規定に基づき申立人に答弁書の副本を発送または伝送した旨の声明。

(八) 答弁書の末尾に下記の声明を付し、被申立人またはその法定代表者または授権代理人が署名あるいは捺印する。

「被申立人は次のことを確認する：この答弁は中国インターネット情報センターの『中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法』『中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法手続規則』および関連法規に基づき行うものである。答弁書に記載された情報は本人の知る範囲で完全かつ正確である。答弁および主張は申立人にのみ向けられるもので、ドメインネーム紛争解決機構および専門家チームの専門家にかかわるものではなく、またドメインネーム登録管理機構および登録サービス機構・登録員・ドメインネーム登録代理機構にかかわるものでもない。」

(九) 付属書類として権利状況を証明できる文書およびその他関連文書を提出する。

第十九条 申立人が一名の専門家チームによる審理を選択し、被申立人が三名の専門家チームによる審理を選択した場合は、被申立人はドメインネーム紛争解決機構の『補充規則』で定める三名の専門家チーム費用の半分を負担しなければならない。この費用は被申立人がドメインネーム紛争解決機構に答弁書を提出する際に合わせて納付しなければならない。徴収すべき費用が規定どおり納付されない場合には、一名の専門家チームが紛争を審理する。

第二十条 被申立人の要請に応じ、ドメインネーム紛争解決機構は特例として被申立人の答弁提出期限を適宜延長することができる。当事者も被申立人の答弁提出期限の延長を協議することができるが、但しドメインネーム紛争解決機構の同意を求めなければならない。

## 第五章 専門家チームの指定

第二十一条 ドメインネーム紛争解決機構はオンラインで専門家名簿を公表しなければならない。ドメインネーム紛争解決手続を行う専門家チームは一名または三名の専門家で構成される。

第二十二条 申立人と被申立人がともに三名の専門家チームを選択しない場合には、ドメインネーム紛争解決機構は被申立人の答弁受領または答弁期限満了後5日以内に専門家名簿の中から一名の専門家を指定し単独専門家チームとする。一名の専門家チームの費用は全額申立人が負担する。

第二十三条 申立人または被申立人の一方が三名の専門家チームを選択した場合、ドメインネーム紛争解決機構は第二十五条と第二十六条で定める手続により三名の専門家を指定しなければならない。三名の専門家チームの費用は全額申立人が負担するが、但し被申立人が三名の専門家チームを選択した場合、費用は双方で折半しなければならない。

第二十四条 申立人が三名の専門家チームを選択し三名の候補者を挙げている場合を除き、申立人はドメインネーム紛争解決機構が被申立人が三名の専門家チームを選ぶという答弁書を受け取ってから3日以内に、当案件の専門家チームメンバーとして指定する三名の候補者専門家の氏名をドメインネーム紛争解決機構に提出しなければならない。

第二十五条 申立人または被申立人の一方が三名の専門家チームを選択した場合、ドメインネーム紛争解決機構は申立人と被申立人のそれぞれが提供する三名の候補者名簿の中から各一名の専門家を指定しなければならない。ドメインネーム紛争解決機構が5日以内にある一方の当事者が選択した専門家の中から通常通り一名を指定できない場合には、ドメインネーム紛争解決機構は専門家名簿の中から指定することができる。三名目の専門家はドメインネーム紛争解決機構が専門家名簿の中から指定する。三名目の専門家を首席専門家とする。

第二十六条 被申立人が答弁書を提出せずあるいは答弁書は提出しているがどのように専門家チームを選定するかを表明していない場合には、ドメインネーム紛争解決機構が次に述べる方法で専門家チームを指定する：

(一) 申立人が一名の専門家チームを選択する場合、ドメインネーム紛争解決機構は専門家名簿の中から一名の専門家を指定する。

(二) 申立人が三名の専門家チームを選択する場合、可能であればドメインネーム紛争解決機構は申立人が提供した三名の候補者の中から一名の専門家を指定し、専門家名簿の中から二人目の専門家と首席専門家を指定する。

第二十七条 指定を受け入れるか否かは専門家が自ら決定する。紛争解決手続の迅速・順調な進行を確保するため、当事者が候補者として選択した専門家が指定の受け入れに同意しない場合は、ドメインネーム紛争解決機構がその他の専門家を指定し専門家チームを編成する。

第二十八条 専門家チーム編成後は、ドメインネーム紛争解決機構は速やかに案件を専門家チームに引き渡し、また専門家チームの編成状況および専門家チームが裁決を紛争解決機構に提出する期日を各当事者に通知する。

第二十九条 専門家は独立公正でなければならない。指定を受け入れる前にドメインネーム紛争解決機構にその独立性と公正性に合理的な疑念が生じる事情を明らかにしておかなければならない。手続を進める過程のある段階でその独立性と公正性に合理的な疑念が生じる新たな事情が発生した場合には、その専門家は即刻その事情をドメインネーム紛争解決機構に明らかにしなければならない。こうした場合には、ドメインネーム紛争解決機構はその他の専門家を指定する権限がある。

専門家は指定を受け入れる前にドメインネーム紛争解決機構に独立性と公正性の表明を書面で提出しなければならない。

当事者の一方が、ある専門家が相手方の当事者と利害関係があり、案件の公正な裁決に影響すると考えた場合、専門家チームがその紛争の裁決を行う前にドメインネーム紛争解決機構に申し出なければならない。その専門家を専門家チームから除外するか否かは、ドメインネーム紛争解決機構が決定する。

第三十条 いずれの当事者またはその代理人も、専門家チームと単独で連絡をとることはできない。当事者の一方と専門家チームあるいはドメインネーム紛争解決機構との間の連絡は全て、ドメインネーム紛争解決機構がその『補充規則』で定める方式により指定した案件処理人を通じて行わなければならない。

## 第六章 審理と裁決

第三十一条 専門家チームは『手続規則』に基づき、適切と考えられる方法で案件手続を行い、申立人と被申立人の申立書と答弁書のそれぞれの主張・関連事実・提出された証拠をもとに『解決弁法』および適用できる法規に基づきドメインネーム紛争に裁決を行う。被申立人が答弁書を提出しない場合には、特別な事情がない限り専門家チームは申立書に基づき紛争の裁決を行う。

紛争を処理する過程で、専門家チームは双方の当事者に平等に対応し、当事者双方に事実陳述・理由説明・証拠提供の機会を平等に与えなければならない。

専門家チームは紛争解決手続の迅速な進行を確保しなければならない。当事者の請求に基づき専門家チームは特例として本規則で確定している期限を延長することができる。

専門家チームは証拠の採用可能性・関連性・利害関係・証明力を認定する権利をもつ。

第三十二条 申立書と答弁書の他に、専門家チームはいずれの当事者にも案件についてのさらなる説明や関連証拠類の提出を求める権利をもつ。

第三十三条 通常、ドメインネーム紛争解決手続では開廷し証言を聞く（電話会議・テレビ会議・ネットワーク会議などの方式によるいかなる聞き取りも含め）ことはないが、専門家チームが必要とする場合はこの限りでない。関連費用を納付するという前提のもと当事者の一方が専門家チームに開廷し証言を聞くよう請求することもできる。

第三十四条 特別な理由がある場合を除き、当事者の一方が『手続規則』の規定あるいは専門家チームの定めた何らかの期限を遵守しない場合でも、専門家チームはその紛争に裁決を行うまで手続を進める。

第三十五条 特別な理由がある場合を除き、当事者の一方が『手続規則』の規定あるいは専門家チームの指令を遵守しない場合には、専門家チームは適切と思われる状況で推論する権利をもつ。

第三十六条 申立人と被申立人間で複数のドメインネーム紛争がある場合、申立人または被申立人はいずれもこれらの紛争を同一の専門家チームが一括審理するよう請求できる。この請求は最初に双方の紛争を審理するよう指定された専門家チームに提出する。この専門家チームはこれらの紛争の一部または全部の一括審理を決定する権利を持ち、これらの一括審理される紛争は『解決弁法』の拘束を受けるのみである。

第三十七条 特別な事情がなければ、専門家チームは編成後14日以内にそのドメインネーム紛争に裁決を行い、裁決書をドメインネーム紛争解決機構に提出しなければならない。

第三十八条 専門家は裁決に署名する前に裁決書の草案をドメインネーム紛争解決機構に提出しなければならない。専門家の独立裁決に影響しないとの前提のもと、ドメインネーム紛争解決機構は裁決書の形式審査を行う。

第三十九条 案件が三名の専門家チームにより審理されている場合、裁決は多数決によって行わなければならない。各専門家に平等に表決権がある。専門家チームが多数決できない場合には、首席専門家の意見により裁決する。異なる意見についても裁決の中に記載しなければならない。

第四十条 裁決書は書面形式および電子形式で作成し、また裁決の結果と理由を説明し、裁決が行われた日時と専門家の氏名を明記しなければならない。

専門家チームが申立のあった紛争がその管轄範囲外であると判断した場合には、説明を加えなければならない。専門家チームが当事者の提出した文書を審査し申立に悪意があると判断した場合には、専門家チームは裁決の中でその申立がドメインネーム紛争解決手続の濫用にあたると言い渡すことができる。

第四十一条 手続が正式に開始する前または進行中に当事者の一方が紛争ドメインネームについて司法手続または仲裁手続を提起した場合、ドメインネーム紛争解決機構あるいは専門家チームは手続を中止または終了するか、あるいは裁決の作成まで継続するかを決定する権限をもつ。

当事者の一方が手続進行中にその紛争ドメインネームについて何らかの司法手続または仲裁手続を提起した場合は、速やかに専門家チームとドメインネーム紛争解決機構に通知しなければならない。

第四十二条 ドメインネーム紛争解決手続は下記のような場合、専門家チームが裁決を行う前に終了することができる：

(一) 当事者間で和解が成立した場合

(二) ドメインネーム紛争解決手続がその他の原因ですでに進める必要がなくなった、または継続して進めることができなくなったと専門家チームが判断した場合。但し一方の当

事者が専門家チームの定めた期間内に合理的な反対理由を提出した場合を除く。

## 第七章 裁決の送付と公表

第四十三条 ドメインネーム紛争解決機構は専門家チームの提出した裁決を受領後三日以内に、その裁決の全文を当事者・対応するドメインネーム登録サービス機構・中国インターネット情報センターに伝送する。

第四十四条 専門家チームが当事者の請求または紛争の具体的状況に基づき別途決定した場合を除き、ドメインネーム紛争解決機構は裁決の内容全てを上記第四十三条で定める期限内にインターネットサイト上で公表しなければならない。

## 第八章 費用

第四十五条 申立人はドメインネーム紛争解決機構の『補充規則』の規定に基づき、定められた期間と金額でドメインネーム紛争解決機構に固定手続費用を支払わなければならない。被申立人が、申立人が選択した一名の専門家チームによる審理ではなく、三名の専門家チームによる紛争裁決を選択した場合は、三名の専門家チームの費用の半分は被申立人が負担しなければならない。

第四十六条 申立人が『手続規則』の規定に基づきドメインネーム紛争解決機構に手続費用を納付するまでは、ドメインネーム紛争解決機構はその申立についていかなる行動も行っていない。

第四十七条 ドメインネーム紛争解決機構が申立書受領後8日以内に関連手続費用を受領しなかった場合には、申立は撤回されたものとみなし、手続を終了する。

第四十八条 特別な事情で開廷し証言聞き取りを行う場合、ドメインネーム紛争解決機構は当事者双方に別途費用を支払うよう請求できる。この費用はドメインネーム紛争解決機構と当事者双方・専門家チームとで協議し確定する。

## 第九章 附則

第四十九条 故意による行為の場合を除き、ドメインネーム紛争解決機構および専門家は本規則のもとドメインネーム紛争解決手続に関するいかなる行為あるいはミスについて、いずれの当事者に対しても責任を負わない。

第五十条 本『手続規則』は中国互連網信息中心がその解釈に責任を負う。

第五十一条 本『手続規則』は2002年9月30日より施行する。